

国立大学法人大阪大学非常勤講師の選考基準

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人大阪大学が採用する非常勤講師の選考基準について定めることを目的とする。

(非常勤講師の資格)

第2条 非常勤講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 大学において教授、准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 芸術、体育等について、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(非常勤講師の選考)

第3条 非常勤講師の選考は、国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程第3条の規定を準用して、これを行う。その場合、同条第2項の「別に定める基準」とは、この基準をいうものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。